

児童虐待防止に向けた取り組み（H24）

資料2(8)①

大阪府における児童虐待の現状

【大阪府における虐待相談対応件数の推移】

年度	H19	H20	H21	H22	H23
全国児童相談所	40,639	42,664	44,211	56,384	59,862
大阪府子ども家庭センター	2,997	2,955	3,270	4,820	5,711
大阪府41市町村 (大阪市堺市除く)	5,738	5,907	6,415	7,675	8,214

【H23～24に発生した児童虐待による死亡事案】

H23 5月	門真市	3か月女児	父(25歳)母(22歳)
8月	大阪市	7歳男児	父(44歳)母(29歳)
H24 1月	東大阪市	12歳女児	母(37歳)
4月	枚方市	1歳男児	母(39歳)同居男性(22歳)
	大阪市	6歳男児	母(29歳)

事案の検証・課題

◆門真市における幼児死亡事案についての外部有識者による点検・検証(H23)

H23.9月から6回、会議を開催し、検証結果報告書を取りまとめ

《再発防止に向けた取組 提言項目》

- ・医療機関からの通告対応
- ・要保護児童対策地域協議会実務者会議の運営のあり方
- ・アセスメントについて
- ・関係機関の連携のあり方

◆東大阪市における児童死亡事案についての外部有識者による点検・検証(H24)

H24.3月から4回、会議を開催し、検証結果報告書を取りまとめ

《再発防止に向けた取組 提言項目》

- ・保護者の主治医との情報共有
- ・要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議開催のルール化
- ・危機管理的な視点

大阪府子どもを虐待から守る条例（H23.2.1 施行）

◆条例の特徴

- ・経済的虐待（保護者がその管理に属しない子どもの財産を不当に処分すること）の明確化【第2条第3号】
- ・通告から48時間以内の子どもの安全確認を明記【第13条第1項】
- ・住宅を管理する者等に子どもの安全確認のための協力を依頼することを明記【第13条第3項】
- ・毎年、報告書を作成し、公表することを規定【第9条】

取組みの柱

- 発生予防
- 早期発見・早期対応の体制強化
- 保護・支援の取組み
- 人材等の育成

児童虐待防止の取り組み

周産期	<ul style="list-style-type: none"> 【新規】若年層に対する「命の大切さ」の啓発 【新規】「望まない妊娠相談窓口」の開設など児童虐待の未然防止のための妊娠・出産対策 【新規】社会的ハイリスク妊婦等に対する適切な保健指導のための保健所による市町村保健センターの人材育成 ○妊婦健診の適正受診の啓発 ○市町村における母子健康手帳の配付（揺さぶられっ子症候群（SBS）の防止掲載） ○医療機関と市町村及び保健所とのハイリスク妊婦及び家庭に関する連携（妊娠・出産・育児期） 	
0歳から6歳	健診	○市町村における乳幼児健診の実施（1ヶ月、4ヶ月、10ヶ月、1歳半、3歳）と未受診家庭へのフォロー
	訪問	○こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）と養育支援訪問事業の実施 ⇒上記事業で児童虐待のリスクのある家庭については、市町村要保護児童対策地域協議会で情報管理
学童期	子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待予防マニュアル（医療機関及び保健師対象）の作成・配布 ○保育所等における虐待の発見、スマイルサポーター等による育児相談の実施 ○地域子育て支援拠点事業における在宅家庭の子育て支援 ○地域からの孤立や育児不安を強く感じている子育て家庭への支援に関する調査研究
	学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校園と市町村及び子ども家庭センターとの連携（通告等に関する基本的ルール） ○いのちを大切に教育の推進 ○中学校・高等学校におけるスクールカウンセラーの配置 ○小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用 ○24時間電話相談窓口による教育相談の実施
その他	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関向け虐待防止マニュアルの作成 ○未受診や飛び込みによる出産等実態調査 	

児童虐待対応体制

